

ふるさとぎふ振興寄付金 (ふるさと納税)で

FC岐阜の支援



©Kaz Photography/FC Gifu



子どもたちに夢を!!



ふるさと納税による税の軽減

個人の方が岐阜県に寄付を行った場合、寄付金のうち2千円を超える部分について、一定の限度（おおそ個人住民税の1割の額）まで、税の軽減（所得税と個人住民税）を受けることができます。法人からの寄付の場合は、地方公共団体への寄付として、寄付金の全額を損金に算入することができます。

税の軽減を受けるためには、税務署に所得税の確定申告を行っていただく必要があります。

税の軽減の例

年収500万円の給与所得者〔夫婦2人の世帯、所得税の限界税率10%〕が岐阜県に30,000円を寄付した場合、28,000円が控除されます。

30,000円の寄付金		
適用対象外 2,000円	個人住民税の軽減 25,200円	所得税の軽減 2,800円

寄付金のお申し出方法

- 「寄付金申出書」にご記入いただき、**郵送** **FAX** **メール** のいずれかの方法によりご提出下さい。
- 納付書（またはお支払番号）を送付します。
- 「寄付金申出書」で選択した①～⑤のいずれかの方法でお支払いいただきます。
 - ①納付書払い（手数料はかかりません）
 - ②クレジットカード払い【Yahoo! 公金払い】
 - ③クレジットカード払い【楽天カード公金サービス】
 - ④現金書留（郵送料はご負担となります）
 - ⑤県の窓口（岐阜県庁清流の国づくり政策課または岐阜県東京事務所）に持参（事前にご来訪日をお知らせ下さい。）

岐阜県スポーツ推進課 [検索](#)

いただいた御寄付は岐阜県によるFC岐阜の活動支援に活用させていただきます。